

旭川医科大学病院高度先進医療専門委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学病院高度先進医療専門委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院高度先進医療専門委員会規程（平成16年旭医大達第116号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 病院長(2) 各診療科長(3) 臨床検査・輸血部長(4) 薬剤部長(5) 経営企画部長(6) <u>事務局次長（病院担当）</u>(7) その他専門委員会が必要と認めた者 <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 病院長(2) 各診療科長(3) 臨床検査・輸血部長(4) 薬剤部長(5) 経営企画部長(6) <u>病院事務部長</u>(7) その他専門委員会が必要と認めた者 <p>(略)</p>

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第4条第1項第6号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。